

手当制度

▼地域福祉課
☎ 23-3697 FAX 23-3545

田原市障害者手当

[対象] 市内に住所があり、「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」のいずれかを所持している方

[支給月日] 原則7・11・3月の25日
(申請月の翌月から支給)

■身体障害者手帳	
区分	支給額
1級	4,500円
2級	3,500円
3級	2,500円
4級	1,500円
5級	1,000円
6級	1,000円

■療育手帳	
区分	支給額
A判定	4,500円
B判定	2,500円
C判定	1,000円

■精神障害者保健福祉手帳	
区分	支給額
1級	4,500円
2級	2,500円
3級	1,000円

※身体障害者手帳1～3級、療育手帳A・B判定、精神障害者保健福祉手帳1～3級、療育手帳1～2級所持者のうち、18歳以上未満の方で本人非課税の場合または世帯全員非課税の場合、500円が加算されます

愛知県在宅重度障害者手当

[対象] 次のいずれかに該当する方
・身体障害者手帳1～2級の該当者
・療育手帳A判定(IQ35以下)の該当者
・身体障害者手帳が3級で療育手帳がB判定(IQ50以下)の合併症者

[支給月日] 原則4・8・12月の25日
(申請月の翌月から支給)

[支給額] 月額

区分	支給額
1種	身障手帳が1～2級で、療育手帳がA判定(IQ35以下)の合併症者
2種	第1種以外の該当者

※所得により支給制限があります

[対象] 次の全てに該当する方
・20歳未満で、精神または身体に重度の障害があり、日常生活で常に介護を必要とする方
・障害を支給理由とした年金を受けている方

障害児福祉手当

[支給月日] 原則5・8・11・2月の10日
(申請月の翌月から支給)

[対象] 次の全てに該当する方
・20歳以上で、精神または身体に著しく重度の障害があり、日常生活で常に特別な介護を必要とする方
・施設に入所していない方
・継続して3ヶ月以上の入院をしていない方

特別障害者手当

区分	支給額
A種	身障手帳が1～2級で、療育手帳がA判定の合併症者
B種	身障手帳が1～2級の方、または療育手帳がA判定の方
C種	精神障害、血液疾患有する方

※所得により支給制限があります

・施設に入所していない方
日 (申請月の翌月から支給)
【支給額】月額

愛知県在宅重度障害者手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、特別児童扶養手当については、年1回、8月中に所得状況届を提出することになっています。必要書類などは受給者宛てに郵送します。

【支給額】月額

区分	支給額
重度	身障手帳が1～2級の児童、または療育手帳がA判定の児童
中度	身障手帳が3級および4級の一部の児童、または療育手帳がB判定の児童

※所得により支給制限があります

特別児童扶養手当

[支給月日] 原則4・8・11月の11日
(申請月の翌月から支給)

20歳未満で精神または身体に障害を有する児童を家庭で監護・養育している方

区分	支給額
A種	身障手帳が1～2級で、療育手帳がA判定の合併症者
B種	身障手帳が1～2級の方、または療育手帳がA判定の方
C種	精神障害、血液疾患有する方

※所得により支給制限があります